

令和6年度夏季展

六月小

十九日朝長大君形ていらく片  
夜澤

以自分取年月公夏陽用番舟由月  
為性、未目録、通長指入、隣、行、凡、以、以、

# 前田育徳会寄託近世史料展IV

四十一枚

文化三年

四三頁十号

高島厚定

此の書物、由緒  
近世の形跡、檢使者、小、心、存、心、の  
手、上、に、以、て、此、の、形、跡、を、行、實、典、典、  
死、之、身、見、存、し、至、り、後、勤、し、怨、前、住、  
岳、居、發、土、歸、く、腰、本、之、絡、死、人、有、  
其、存、在、の、公、及、以、り、身、檢、使、し、之、明、  
檢、使、者、之、同、控、入、移、江、下、下、門、  
引、揚、し、之、八、直、之、由、宅、罷、り、以、後、

此の書物は、勝者、之、同、何、の、分、存、  
之、之、大、堂、も、預、め、た、通、り、月、足、知、  
取、任、公、心、展、達、し、手、帳、に、以、上、  
八月廿。 四人判

令和6年7月23日(火)  
~9月23日(月・祝)

金沢市立玉川図書館近世史料館

# 書きたり留めたる者

# 高島厚定

上:「公事場方御用留」(仮 339)  
中、背景:「高島厚定職事日記」(16.40-81)  
下:「公事場方手帳」(仮 341)

## はじめに

当館では令和4年度に公益財団法人前田育徳会から加賀藩政に関する近世史料の寄託を受けました。本展示では、そのなかから前田家の尾張以来の家臣である高畠家に関する史料を紹介します。

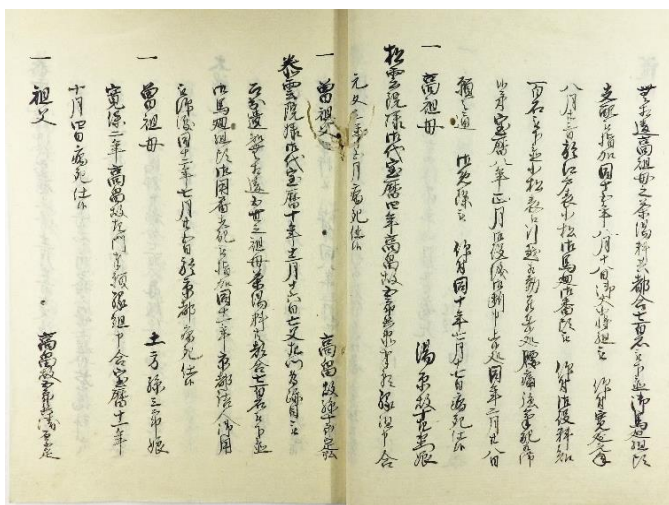
特に、高畠家歴代の中でも筆まめで知られる高畠厚定に焦点を当て、彼の記したさまざまな職務記録を加越能文庫関連史料とともに紹介します。

※なお、寄託史料の史料名・史料番号については寄託段階のもので「仮」を付し、整理後に変更となる予定です。

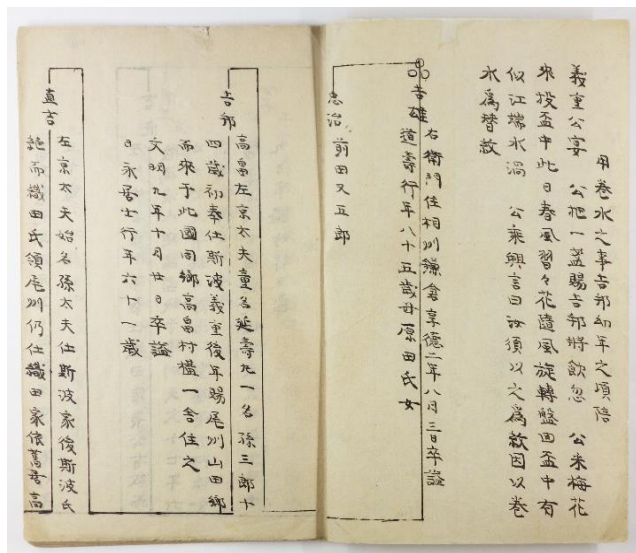
## 高畠家について

高畠家は荒子衆と呼ばれる譜代の家です。家祖である定吉は前田利家が尾張にいたころから仕えた家臣で、度々加増を受け、最終的に17,000石を領しました。利家が権中納言に昇ったときには叙爵を受け、石見守を称してします。定吉には男子がなく、定方が養子として相続し、1,150石を領しました。定吉は利家の妹を娶り、定方は利長の娘を娶るなど、藩主家とつながりを有した家です。

定方以降は、定元、定恒(定恒以降は700石)、定延、定弘、厚定、安定、定辟と続き、明治を迎えました。



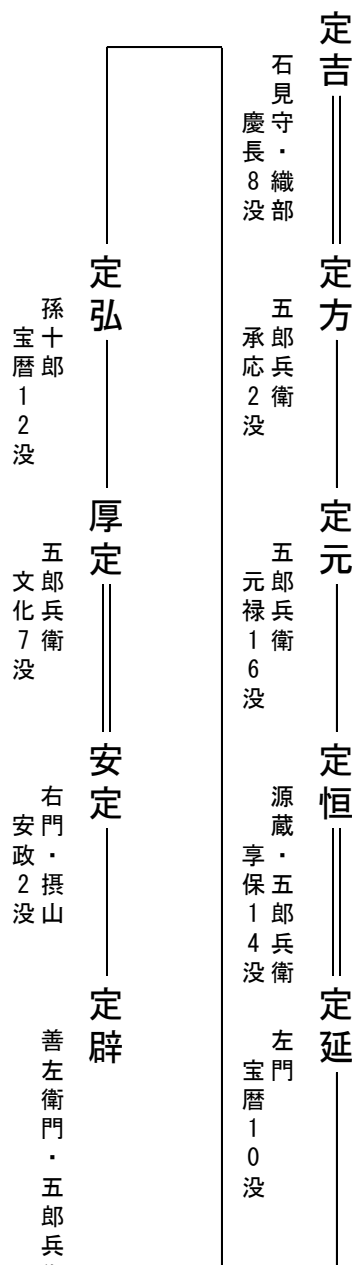
「先祖由緒并一類附帳」高畠辟(16.31-65)



「高畠家系図」(16.31-130)

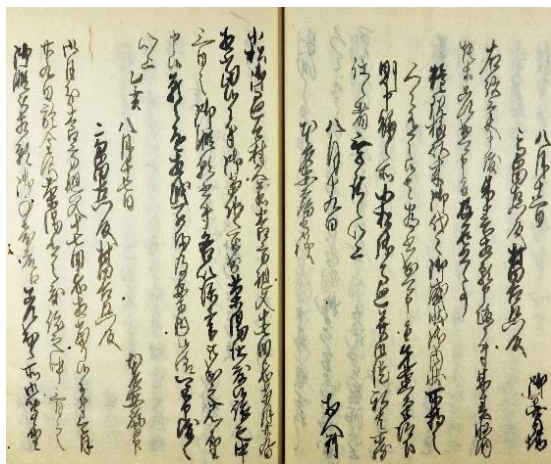
この系図では、高畠氏は前田家の庶流を称し、斯波義重に従い尾張に移ったと記しています。

### 【高畠家略系図】



※「先祖由緒并一類附帳」「高畠辟」をもとに作成

【高畠家歴代の著作】

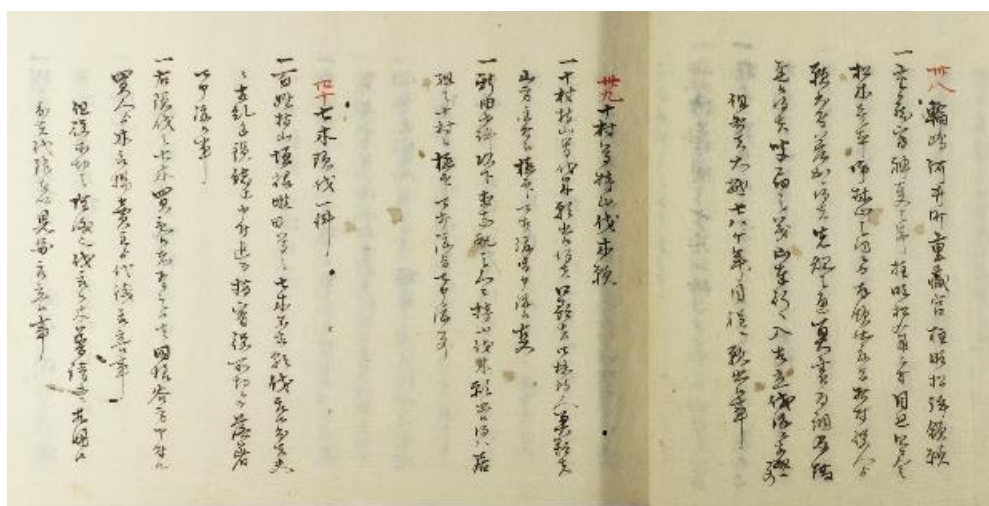


「御乗出御供伺留 心覚書抜」(仮346)

藩主やその世子の御供の際の心得・作法についての書付を写したものです。著者の高畠右門は安定のことで、定吉から数えて8代目にあたります。高畠安右衛門政又の子で厚定の養子となりました。宮腰町奉行、先筒頭、筑前守様御用、持弓頭などを勤めました。

「高畠左門留帳」(16.43-43⑩)

高畠左門は定延のことで、定吉から数えて5代目にあたります。高畠彦大夫定安の三男で定恒の養子となりました。大小将組や小松馬廻番頭を勤めました。史料は定延が小松馬廻番頭の頃の職務記録で、寛延元年(1748)9月から宝暦5年(1755)12月までの記載があります。定延の著作としては、天文7年(1538)から延享4年(1747)までの加賀藩関係の出来事を編年に記した「菅君雑録」が知られています。



「能州御郡方歳中行司前篇」(仮1205)

著者は安定の子定辟(さだのり)です。能州郡奉行や御使番等を歴任しました。能州の郡方支配の職務に関する留書で、郡奉行就任時の処理など事務的なものから、海運関係から山林管理に至るまで、内容は多岐にわたります。万延元年(1860)6月に当時能州郡奉行であった定辟が輪島に出張していたときに写したものになります。



「輪島総略絵図」(16.60-170)

高畠定辟旧蔵の輪島の略絵図です。定辟が能州郡奉行であった文久3年(1863)に作成されたもので、職務の関連で定辟が入手もしくは作成したものと考えられます。

# 高島厚定について

高島家関係の寄託史料の中で多くを占めているのが高島厚定の著作です。厚定は定吉から数えて7代目にあたります。定弘の子で、通称は五郎兵衛です。父の没後、宝暦12年(1762)に10歳で家督を相続しました。明和9年(1772)に馬廻組になり、その後さまざまな職務を歴任しました。厚定は多くの記録を著したことで知られ、彼の遺した膨大な記録から現代の私たちは多くのことを知ることができます。

ここでは、厚定の経歴を関連する史料とともに辿っていきます。

## 【高島厚定略歴】

和暦	西暦	月	事項・役職等
宝暦3年	1753		誕生
宝暦12年	1762	12月	父の遺領700石のうち230石を相続
明和4年	1767	7月	700石に復す
明和9年	1772	4月	馬廻組を拝命
安永5年	1776	2月	京都詰を命ぜられる
安永6年	1777	12月	新川郡奉行加人となる
安永8年	1779	7月	新川郡奉行本役に昇進
天明7年	1787	7月	宮腰町奉行を拝命
天明8年	1788	2月	作事奉行を拝命
寛政元年	1789		物頭並となる(作事奉行はこれまで通り)
"	"	12月	先手物頭・盗賊改方当分兼帯となる
寛政3年	1791	4月	金沢町奉行となる 役料知200石を拝領
寛政7年	1795	11月	馬廻組頭となる
"	"	11月	若君様祝儀の使いとして江戸へ赴く
"	"	12月	江戸より帰着
寛政9年	1797	4月	宗門奉行加人となる
寛政11年	1799	3月	宗門奉行加人を免ぜられ儉約奉行兼帯
寛政12年	1800	3月	江戸詰を命ぜられる
享和元年	1801	4月	江戸を発足し帰国
"	"	10月	役義を除かれ差し控えを命ぜられる
享和3年	1803	7月	今石動等三ヶ所支配を拝命
文化元年	1804	5月	馬廻組頭・公事場奉行兼帯となる
文化5年	1808	4月	御造営方御用主附を拝命
文化7年	1810	9月	25日没

※「先祖由緒井一類附帳」をもとに作成



「京都御屋敷沽券状之事云々」(仮1183)  
厚定は安永5年(1776)から6年にかけて京都詰でした。加賀藩京都屋敷の沽券状(土地家屋等の売買証文)のほか、町役、足軽勤方、定書など京都詰に関わる内容のものが綴じられています。内容年代はいずれも厚定在職以前のもので、過去の記録を参照して写したものと考えられます。



「新川郡奥山御境目絵図」(16.20-61)

厚定が新川郡奉行の在職中に奥山廻りから借用して写した絵図です。黒部奥山は新川郡に属しており、厚定は安永6年から天明7年まで新川郡奉行の職にありました。



# 厚定の記録づくり

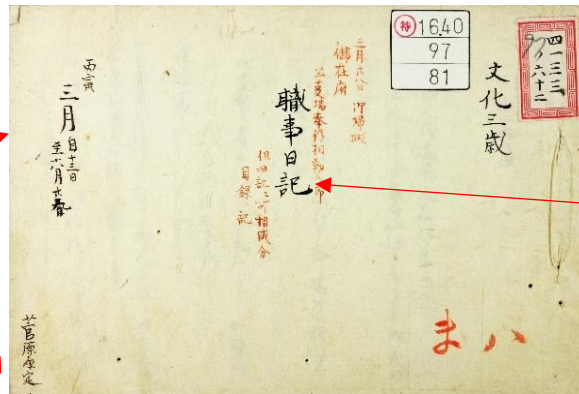
厚定はさまざまな職務記録を作成しています。今回はそのうちの一部をご紹介します。

## 〇日々書き留める一日記

### 【高畠厚定職事日記】

厚定は職務に関する事柄を日々書き留めていました。その総数は100冊を越えます。「高畠厚定職事日記」(16.40-81、以下「職事日記」と表記)は厚定の職務関係の日記です。天明4年から文化7年8月8日までの116冊が部分的に残されています。同日であっても、公事場奉行と馬廻組頭それぞれの日記があるなど、職に主眼が置かれ、職務内容ごとに日記が編まれていたことがわかります。

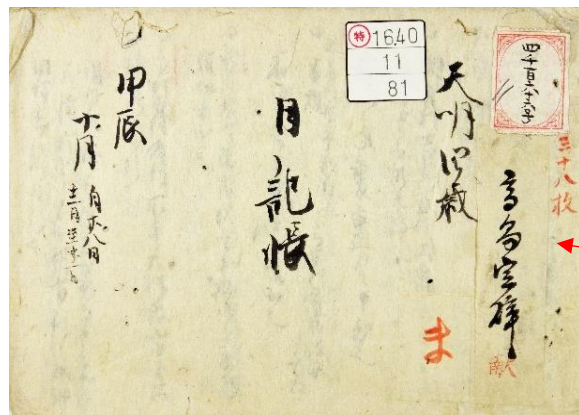
左上に収録期間が記されていますが、終期は書かれていないことも多いです。区切りのいい日付でまとめられていないものが大半で、短いものだと数日、長いものだと数カ月分が1冊にまとめられています。



表題は巻によってまちまちで統一されていません。作事奉行を勤めていた頃の日記から、表題に「職事日記」という呼称が見られます。

表紙 (「職事日記」(97)) ※( )内の数字は枝番、以下同

左下に署名があります。作事奉行以降の「職事日記」では、「菅原厚定」と署名されています。「職事日記」以外の諸記録では、「高畠」「高畠所持」などと署名されていることもあります。



新川郡奉行の頃の日記の表紙です。年月は書かれていますが、署名はなく、表題も「日記」「日記帳」となっているものが多いです。

表紙 (「職事日記」(11))



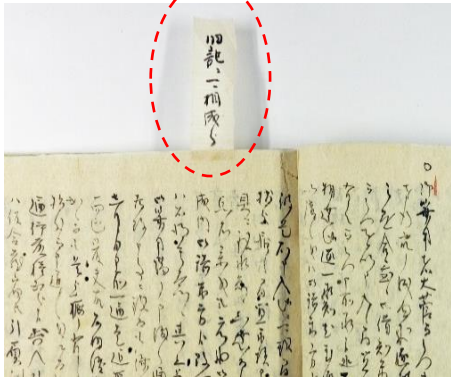
目録 (「職事日記」(87))



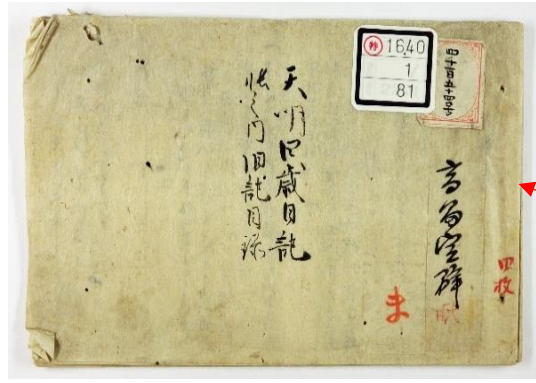
白紙の目録 (「職事日記」(89))

「職事日記」の表紙には「旧記二可相成分目録二記置」などと書かれているものが多くあります。厚定は旧記となるべきものを、事書きの形式で目録に列挙していました。作事奉行以降の日記では、日記の冒頭にまとめてられます。ただし、日記によって目録の有無や分量はまちまちです。

付札



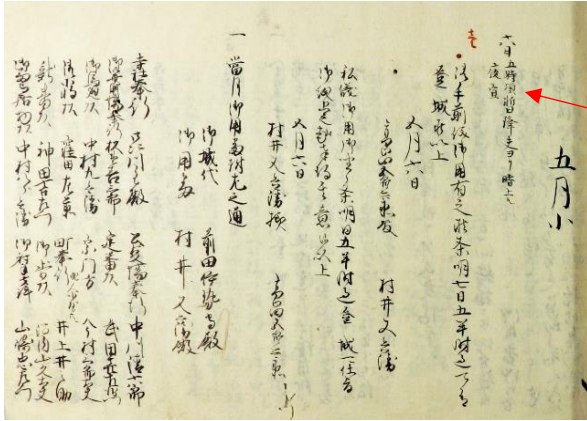
「職事日記」(17)



別冊の目録（「職事日記」(1)）

※記述は9月まで

新川郡奉行の頃は、日記本文に付札を貼り、「～事」という形式で書かれた目録を別冊にまとめていました。目録のまとめ方を変えていたことがわかります。

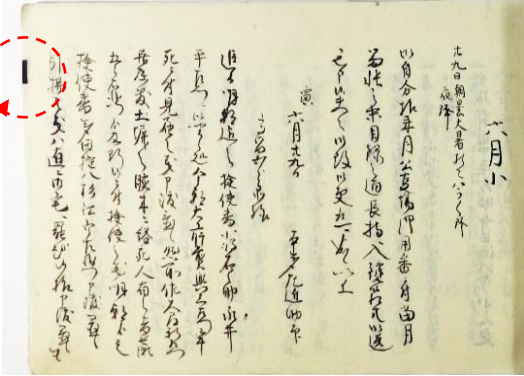


本文（「職事日記」(87)）

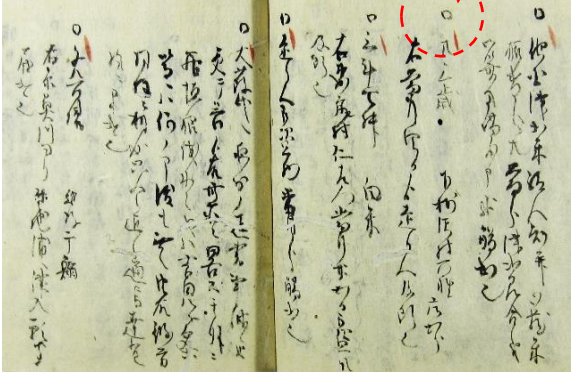
日にちの後に一つ書きで内容が記されています。日付の後にその日の天気も記されている場合もあります。月には大もしくは小が書かれ、大の月（陰暦で30日の月）か小の月（陰暦で29日以下の月）かがわかります。後々加筆するつもりだったのか、冒頭や巻末に白紙が多く挟まれているものもあります。

新川郡奉行の頃の日記は、箇条書きの行頭が一つ書きではなく「○」になっています。

月の始まりの箇所の小口を黒く塗りつぶして、月初めが外見からわかるようにしているものもあります。



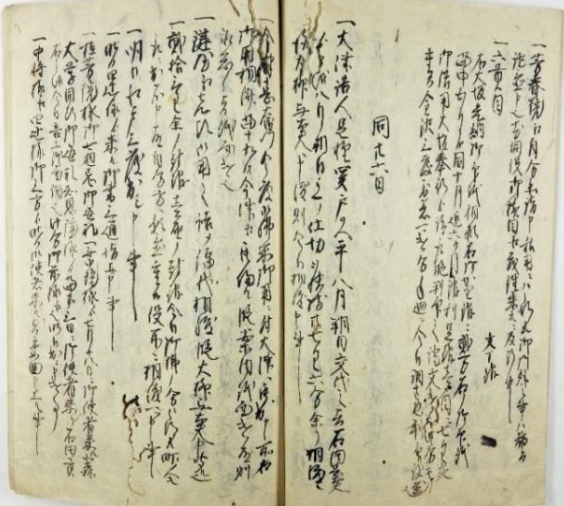
本文（「職事日記」(99)）



本文（「職事日記」(14)）

【その他の厚定の日記】

「職事日記」以外にも、厚定の書いた職務日記が残されています。「職事日記」と比べながら見てみましょう。



「京都御用相勤申節之日記」(16.45-52①)  
厚定が20代の頃の日記です。京都詰のときの役務日記で、安永5年7月から8月までの2冊が残されています。「職事日記」など後の時代の日記は横帳の形態をとっていますが、この日記は横帳ではありません。一つ書きの形式であることは「職事日記」と共通しています。本文の一部が『金沢市史』の資料編で翻刻されています。

「新川御郡奉行相勤節日記」  
(仮343)

厚定が新川郡奉行在職中の安永7年正月の日記です。この日記は月単位でまとめられています。天気の記事はありません。



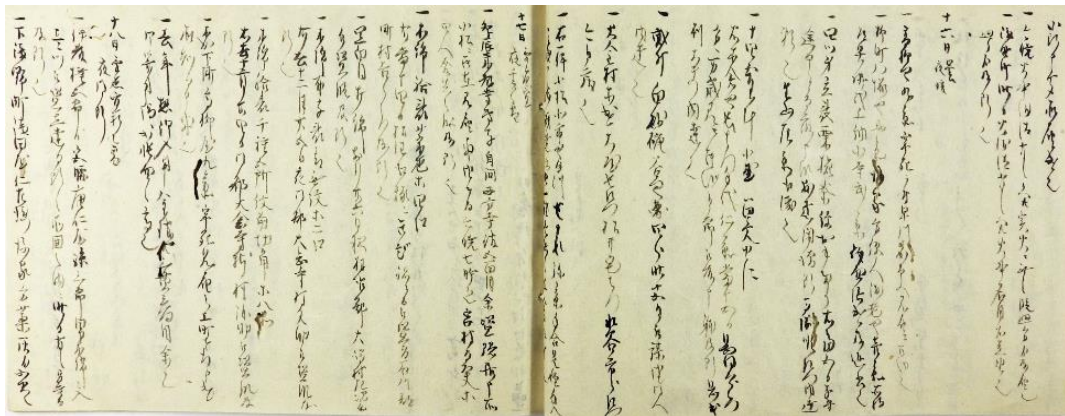
遠所御用八日記別帳二記也

「遠所御用」の期間は別で日記をまとめていたことがわかります。



「御作事方」(仮330)

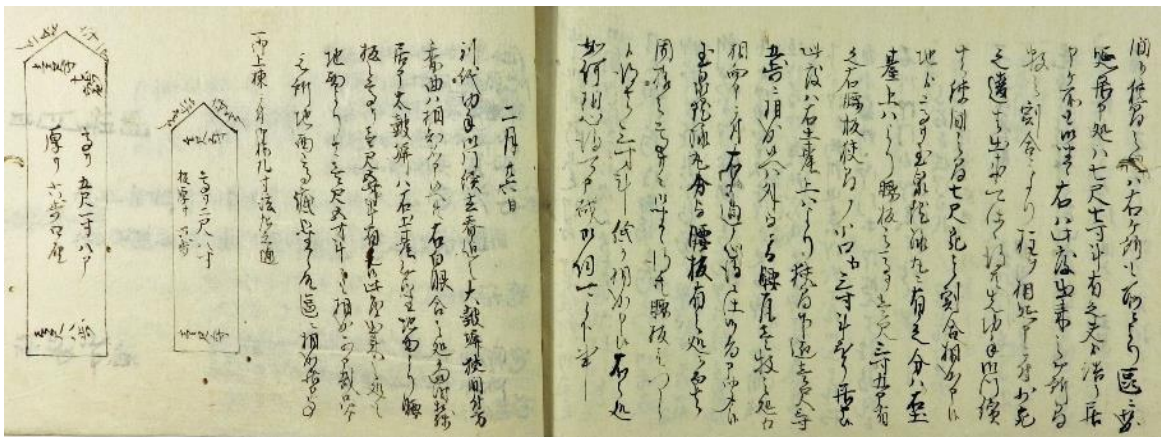
厚定が作事奉行を勤めていた頃の日記です。著者が厚定であるとの直接の記述はありませんが、同役の小寺武兵衛(寛政元年9月離任)と吉田八郎大夫(寛政元年6月着任)の在任年から、内容年代は寛政元年で、厚定によるものとわかります。表題が「日記」とはなっていませんが、目録はありませんが、一つ書きで天気の記事がある点などは「職事日記」同様の形式となっています。



「盗賊改方日記」

(16.44-44③)

盗賊改方在職中の日記です。寛政2年から3年にかけての全3冊です。形式は「職事日記」と同様です。「職事日記」と期間の重複は見られないので、「職事日記」の欠いている箇所を補うものになります。



「御造営方日並記」(16.45-14②)

文化5年4月に厚定は焼失した金沢城二の丸御殿再建の造営奉行(御造営方御用主附)のひとりに任命されました。「御造営方日並記」はこのときの再建記録になります。文化6年正月から翌年6月までの全15冊です。表紙や本文の日付等の形式は「職事日記」と概ね同様です。「御造営方日並記」は、金沢城研究調査室(現:金沢城調査研究所)で翻刻されています。同書で記述の特徴についても解説がなされています。

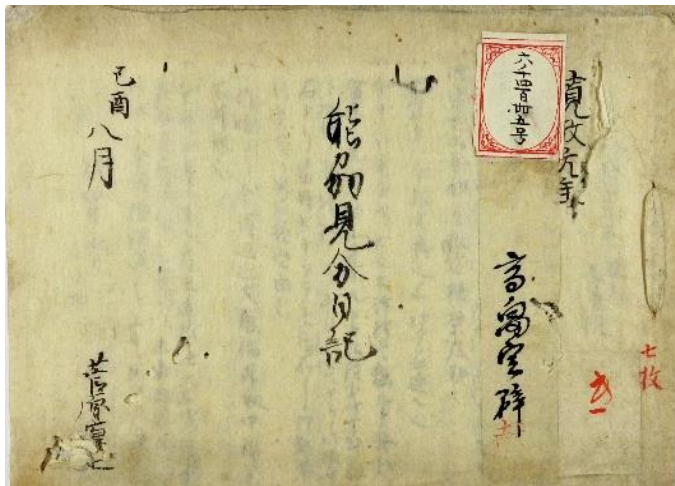


【厚定、能登を巡る－「能州見分日記」－】

厚定は寛政元年の8月3日から26日にかけて能登を巡りました。「御作事方」で遠所御用中に別帳にしたという日記は年代的にこれが該当します。目録はありませんが、「職事日記」同様に日付順の形式で書かれています。

能登各所の御蔵、御塩蔵、橋、高札等の損耗状況を調査した結果を書き記していることから、作事奉行の職務の一環として巡っていたものと考えられます。

一方で、景勝地や止宿先にあった宝物などについての記述も散見され、職務に精勤する厚定とは別の一面も窺えます。職務に関係しないことが書かれているのは、厚定の日記としては珍しいものになります。



「能州見分日記」(仮344)

【厚定の見分ルート】

	出発地	到着地	主な見分地
8/3	金沢出発	→ 今浜	
8/4	今浜	→ 大念寺新村	塵浜、滝谷妙成寺
8/5	大念寺新村	→ 安部屋	堀松、川尻
8/6	安部屋	→ 富来	福浦
8/7	富来	→ 劔地	高爪観音
8/8	劔地	→ 皆月	道下、小又
8/9	皆月	→ 輪島	大沢
8/10	輪島	→ 時国	白米、小田屋
8/11	時国	→ 高屋	大谷、馬縹
8/12	高屋	→ 寺家	狼煙、三崎村高勝寺
8/13	寺家	→ 飯田	蛸島、正院
8/14	飯田	→ 飯田	大坊、北方
8/15	飯田	→ 小木	吼木山、鶴飼、松波
8/16	小木	→ 鶴川	宇出津
8/17	鶴川	→ 中居	宇加川、甲
8/18	中居	→ 中島	乙ヶ崎、新崎
8/19	中島	→ 田鶴浜	笠師、大津
8/20	田鶴浜	→ 大町	能登部、金丸
8/21	大町	→ 所口	高島、二ノ宮
8/22	所口	→ 所口	太田、野崎
8/23	所口	→ 石動山宿坊	石動山見分
8/24	石動山宿坊	→ 子浦	飯山、杉野屋
8/25	子浦	→ 津幡	荻谷、敷波
8/26	津幡	→ 金沢帰着	

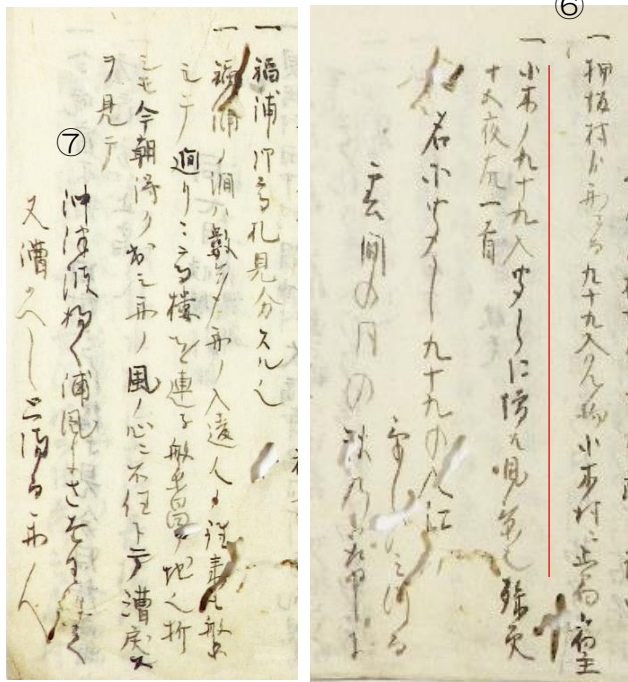
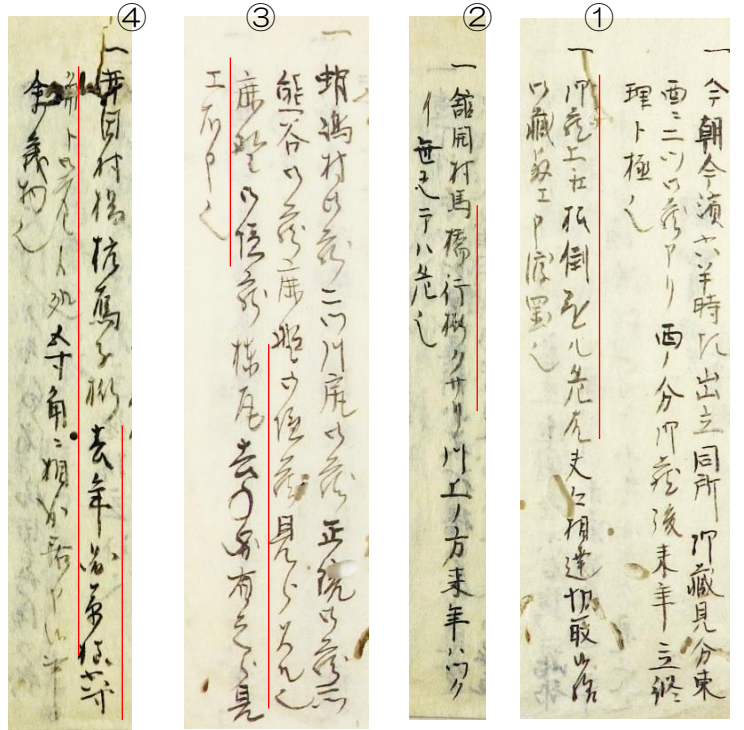


「能登全図」(096.0-276①)に加筆

※四角囲みの地名は主な見分地(止宿地除く)や景勝地  
それ以外の地名は止宿地

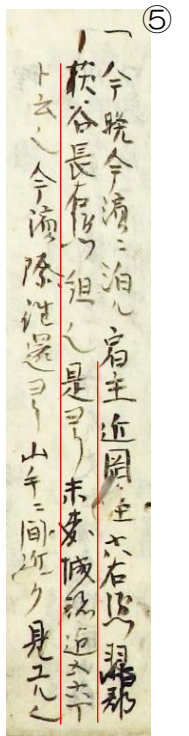
### <仕事に励む>

厚定は日記中で見分した箇所を記しています。その内、損傷が確認された場所については、その内容についても記しています。御蔵に松が倒れ掛かってきている(今浜村、①)、橋の桁が腐っている(舘開村、②)、御蔵の玄関柱の根継が足りない(時国村)、去年あったはずの御塩蔵の棟瓦がない(鹿野村、③)、杭などの草槓(ひば(あすなろ))の寸法が前年の図では6寸角となっているところ実際には5寸しかない(井田村、④)など、さまざまな事案が記されています。現地確認の際には、去年やそれ以前の図面と照合しながら確認しており、こうした調査が継続的に行われていたことが窺えます。



### <風景を見る>

厚定は道中目に入った名所や物などについて記しています。また、風景がよいところを見かけたら、その都度書き留めています。能登に至る途中、木津村では、海越しに高爪観音山が見えると記しています(⑤)。今浜際往還からは末森城跡が間近く見えると記しています。厚定は押坂(越坂)村より舟に乗り九十九湾を見物していますが、小木の九十九を「聞しに増ル風景」と感嘆し歌を詠んでいます(⑥)。厚定は道中、福浦などでも歌を詠んでいます(⑦)。

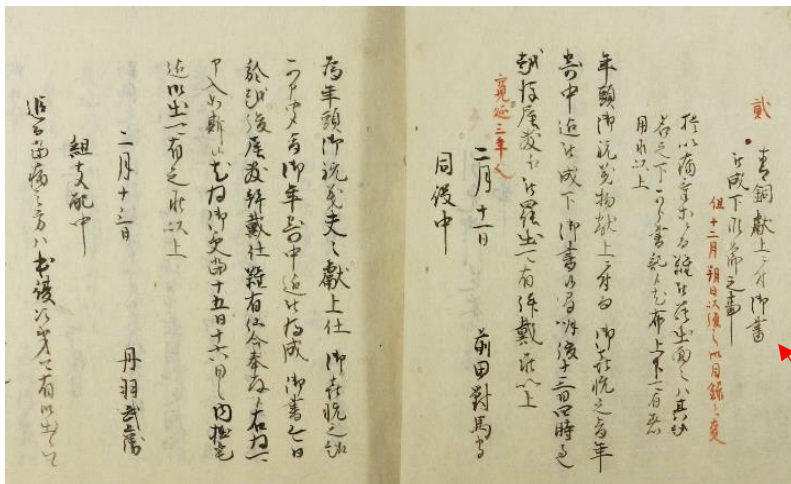


### <宝物を見る>

厚定は止宿先や職務で立ち寄った寺社で見た宝物について書き留めています。高屋村刀祢方では泰澄大師の衣を見、狼煙(狼煙)村河崎与三助方では能登畠山氏より賜ったと伝わる唐の鏡や(⑧)、大納言(前田利家)御直筆の掛物を見ている(⑨)。また、吼木山(ほえぎざん)法住寺では、弘法大師が吼木桜で彫ったといわれる法華經の板木など種々の宝物を見たことが記されています(⑩)。これらの宝物については、『能登名跡志』にも記述があります。

# ○内容ごとに書き留める

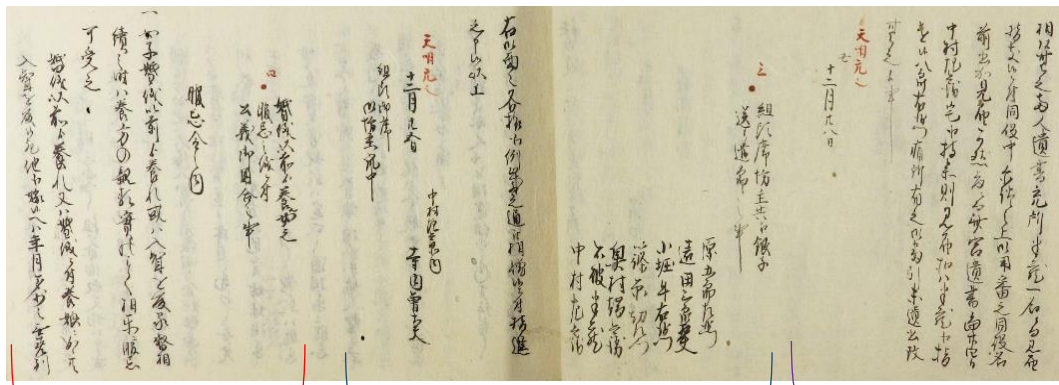
厚定の記録には、事書きの見出し文の後に関連する文書等を書き連ねる形式のものがしばしば見られます。日記が日別に事象がまとめられているのに対して、この種の記録では案件ごとに事象がまとめられています。



「御馬廻御用留之内」(16.43-74③)  
表題は「宝暦年中旧記」です。職務の参考となるような寛延～宝暦年間の先例について、「～事」という見出し文とともにまとめられています。

見出し

## ＜「御馬廻頭手留」と「手留」の比較＞

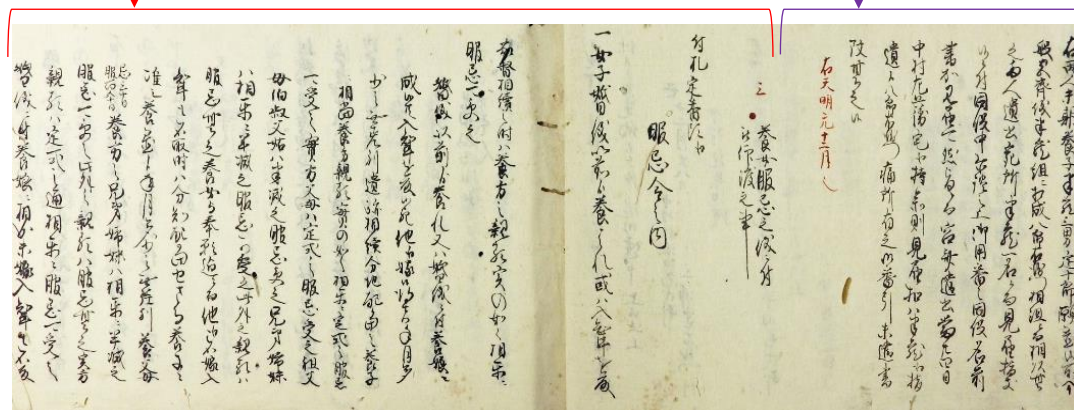


「御馬廻頭手留」  
(16.43-74⑤)

↑同一案件

↑「手留」に記載のない内容

↑同一案件



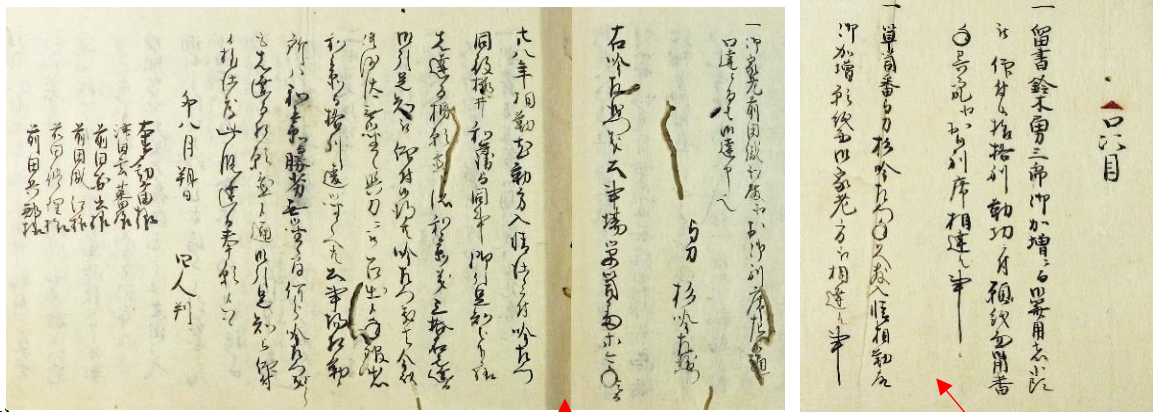
「手留」(仮1189)

「御馬廻頭手留」と「手留」はどちらも馬廻組頭の職務に関する留書で、天明元年から年代を遡る形で記述されています。重複する箇所が多くありますが、片方にしかない条項が存在したり、文章も少し修正されている点が見られます。また、「手留」は巻頭と巻末が文章の途中になっている付番が途中で終わっている、巻頭の目録がないなど仕上がりが不完全です。そのため、「手留」は草稿のようなものであり、その他の情報も踏まえて、清書本として「御馬廻頭手留」が作られた可能性があります。なお、「御馬廻頭手留」と「手留」では内容が同一でも見出し文が異なります。

## 【日記からも写す】

次の史料は、公事場筆筭番与力杉吟左衛門と公事場留書御算用者鈴木勇三郎に、格別の勤方を考慮して引足知を与えることを公事場奉行4人より願い出た伺書を写したものになります。「職事日記」の目録に記されており、厚定が今後のために書き残しておくべきと判断した案件だとわかります。この件は「公事場方手帳」にも見出し文付きで載せられており、厚定が自らの職務においても今後の参考になりそうなものを先例と同様な形式でまとめていたことが窺えます。ただし、「職事日記」と「公事場方手帳」では見出し文が異なります。

<「職事日記」と「公事場方手帳」の比較>

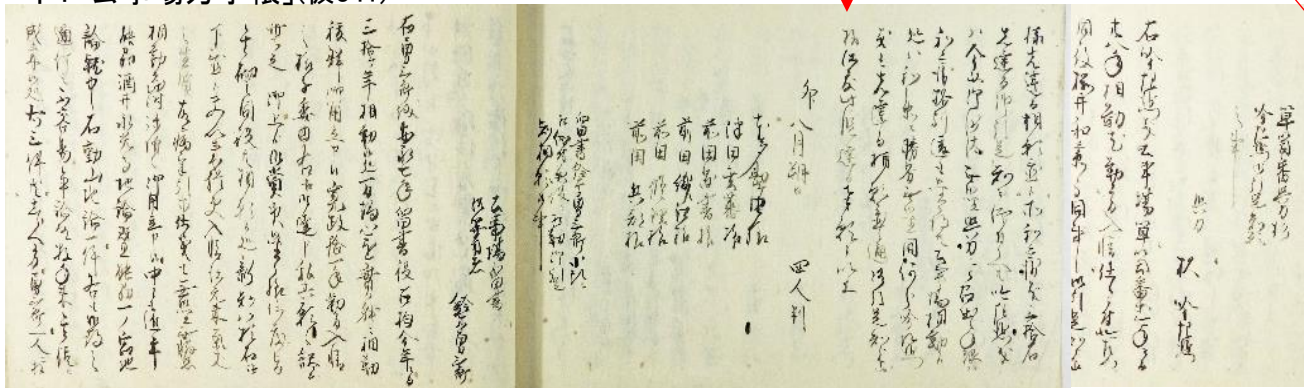


上:「職事日記」(105)

下:「公事場方手帳」(仮341)

同じ内容

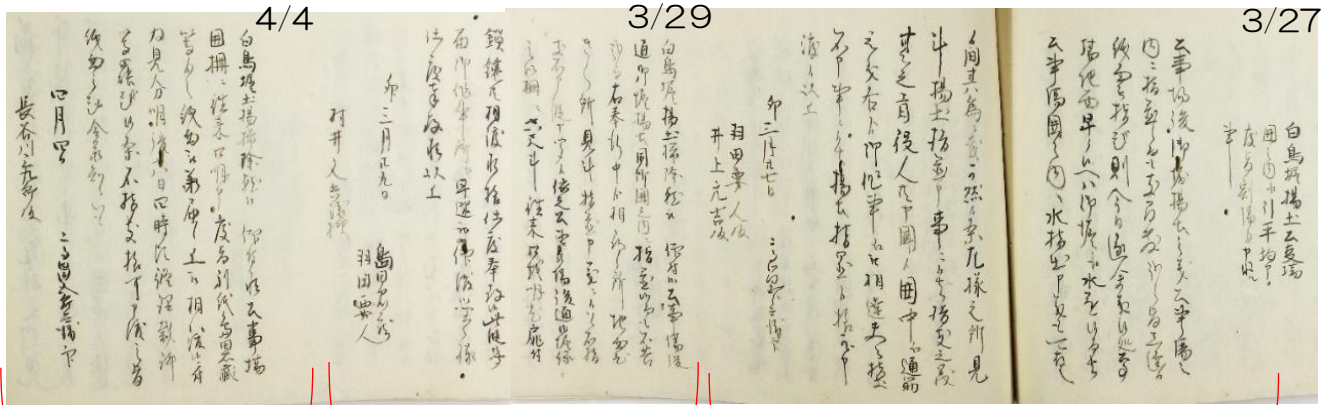
見出し文あり  
(表記は違う)



【選んでまとめる】

下は公事場の囲いの中に白鳥堀からの揚土を置いていいか割場より照会があったことに端を発する一連のやりとりです。職事日記では各日に分かれて書かれている内容が、「公事場方御用留」では見出しとともに一箇所にまとめられています。この事例では、職事日記の4/4条では事案の概要がまとめられているのに対して、「公事場方御用留」では文書そのものが写されており、日記からただ抜き出して転記しているわけではないことがわかります。

<「職事日記」と「公事場方御用留」の比較>



右の申請の許可

囲いに往来口を開けて  
いいかの伺い

揚土を置くことの許可

「公事場方御用留」  
(仮339)

同じ案件だが  
記載内容は異なる

4/4

日記には  
ない内容

同じ内容

3/27

「職事日記」(104)

「職事日記」(101)